

平成18年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成18年3月30日（木曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	仲里章君	主事	三浦文一君

出席説明員（16名）

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	教育長	山川登志行君
企画財政部長	小飯塚謙一君	総務部長	野澤勝君
総務部参事	三田俊夫君	市民部長	高杉豊君
生活環境部長	渡辺和之君	福祉部長	関田実君
福祉部参事	並木清志君	都市建設部長	内野隆司君
学校教育部長	小山正君	社会教育部長	浅見敏一君
職員課長	田代雄己君	社会福祉課長	町田悦郎君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

- 第 1 18第1号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大
和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第3〕
- 第 2 第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例
- 第 3 18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情
〔予算特別委員会審査報告 日程第4～日程第10〕
- 第 4 第 8号議案 平成18年度東大和市一般会計予算
- 第 5 第 9号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 6 第10号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計予算
- 第 7 第11号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第12号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計予算
- 第 9 第13号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第10 第14号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第11 議第2号議案 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書
- 第12 議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議
- 第13 第16号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 第33号議案 東大和市介護保険介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例
- 第15 第34号議案 東大和市長齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 第16 第35号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第17 第36号議案 東大和市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第18 第37号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
- 第19 閉会中の特定事件調査について
- 第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第20まで

午前 9時31分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 18第1号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第1 18第1号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） ただいま議題に供されました18第1号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成18年3月15日に開催し、説明員に助役ほか関係部長の出席を求め、審査を行いました。質疑は次のとおりであります。

この陳情は、米軍横田基地の再編整備強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転についてということだが、横田基地の近隣市の状況と見解を伺いたいとの質疑に対し、新聞等の報道機関からの情報だが、昨年10月末に在日米軍の再編の中間報告があり、そのうち、横田基地に関するものが三つほどあると言われている。一つは、共同統合運用調整所を設置するという。これは、日米がそれぞれの軍種、軍種というのは、日本でいえば陸上、海上、航空自衛隊だが、これらを統合して運用できる施設を日米が共同してつくるということである。二つ目は、航空司令部の併置ということ。府中にある航空自衛隊、航空司令部及び関連部隊が横田の米軍第5空軍司令部と併置するということである。三つ目が、横田基地の空域についてであり、民間航空機の航行を円滑化するため、措置をこれから検討していく、このとき軍民共用利用が横田基地の運用の能力を損なわないということに留意しながら検討する。以上が、三つの主なものと言われている。これに対し、5市1町が基地に関係していて、順不同で述べるが、瑞穂の石塚町長は軍民共用化には反対である。米軍と自衛隊との共同利用については容認し、国に地元振興対策を求めていくというのが知り得ている情報である。武蔵村山の荒井市長は、民間利用の推進を表明している。共用化の実現で、道路などの社会資本の整備が期待できると言っている。昭島の北川市長は、軍民共用化については反対である。市街化された中での民間空港の是非について議論すべきと言っている。立川の青木市長は、軍民共用化には反対の方向である。基地を抱えている自治体は同じ方向でいくべきだ、5市1町が足並みをそろえるべきだと言っている。福生の野澤市長は、これまで5市1町の枠組みで国や在日米軍などに騒音対策などを要請してきた経緯から見て、5市1町の共同歩調を重視すべきと言っている。羽村の並木市長は、在日米軍再編の最終報告が出され、具体案が示された段階で対応を決めるとしている。各市に電話してもなかなか教えてくれず、現在ではプレス等の情報であるとの答弁がありました。

次に、例えば、このような見解を求められたとき、東大和市としてはどうかという質疑に対し、各市も随分分かれており、横田基地に近いが、東大和市は直接かかわっていないということもあり、現在のところでは、は

つきりした態度は示せないという状況であるとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、質疑を終了し、討論を省略し、直ちに採決されたいとの動議が提出され、同時に、以下の意見表明がありました。

当市でこの問題を議論し、説明を聞いて、いかななものかという部分があると思う。この委員会または東大和市の市議会として態度表明をとか、まして本陳情では基地の撤去ということも強く入っている。これらは、あくまでも都や国の問題であり、関係市以外の市が態度表明するということに関しては非常におかしいと考え、本動議を提出するものである。

以上の意見表明の後、まず、本動議につき採決し、本動議のとおり決しました。

続いて、本陳情につき採決し、起立採決の結果、起立なく、18 第 1 号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情は、不採択と決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 大后 治雄 君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔3 番 長瀬りつ君 登壇〕

○3 番（長瀬りつ君） 18 第 1 号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

日米安全保障協議委員会は、昨年 10 月 29 日、米軍再配置に関する中間報告を出しました。これは、日本が中間報告と言っているだけで、実際には既に日米が合意した報告書に中間という言葉は使われていません。細部を地域と詰めて、この年度末に最終合意をするというのが日本政府の目標となっているだけです。今回の米軍再編の内容は、日本にある基地を縮小することとはほど遠く、沖縄に至っては逆に大規模な、恒久的な基地を建設しようとしています。

そして、今回の再編の特徴の一つは、米軍施設を自衛隊の管轄に移して共同使用するというものであり、その最たるものが横田です。横田には、府中にある航空自衛隊総隊司令部が移転するとともに、共同統合運用調整所が設置され、青森に配備計画がある米軍の X バンドレーダーと日本側レーダーの情報がそこで連結され、情報の共有とともに、一体的運用を図ることを目的とした日米共同作戦センターが置かれます。これは、弾道ミサイル攻撃に対するミサイル防衛の拠点という位置づけでもあります。このミサイル防衛を初めとして、新たな脅威、多様な事態、すなわち対テロへの対応や、国際的な安全保障環境の改善のための取り組みなどが報告書では強調されており、これまでの海外での自衛隊によるアメリカ軍に対する後方支援や、対テロ戦争の一

環としての復興支援活動を拡大しようとするものであり、日本有事から周辺事態対処へと日米安保の枠組みを拡大した 97 年ガイドラインをも超えた、新たな安保改定と言ってよいものであります。

騒音や事故など、生活被害をもたらす米軍基地には、周辺地域との摩擦がつきまといまいます。米軍兵士による犯罪は引きも切らず起きており、日本は身柄の拘束や捜査などもできず、環境汚染調査のための基地への立ち入りさえもできません。基地の存在が大きくなり、重くなることは、その地域の人々の日常を破壊することにつながります。基地を抱える地域との事前協議もせず、安全保障政策の大転換が議論もなしに進んでいることをよしとするわけにはいきません。

この 2 月に福生市が行った、横田基地に関する住民意見の募集では、自衛隊の移転による騒音増大や、基地の恒久化を心配し、大半が容認できないとして反対をしており、住民投票を求める声もあったという報道がありました。なお、岩国市では、はっきりと住民がノーという意思表示をしています。金銭的にも多大な負担を強いる米軍再編には断固として反対すべきと考え、この陳情に賛成の討論といたします。

〔3 番 長瀬りつ君 降壇〕

〔11 番 西川洋一君 登壇〕

○11 番（西川洋一君） ただいま議題となっております 18 第 1 号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情について、私は賛成の立場での討論を行います。

横田基地の存在により、我慢のできない爆音、米兵による犯罪など、周辺住民に大きな被害を与えてきました。その国の首都に、外国軍事基地がある日本は、世界でも例のない異常な国となっています。私は、横田基地の撤去を迫らなければならないと考えています。

議題となっていますこの陳情は、一言で言えば、これ以上、横田基地を強化しないでくださいというものです。極めて当然のもので、当市議会として賛同できるものです。現在、いわゆる米軍再編の動きは、関係基地のあるところではどこでも大きな問題になっています。基地被害が一層拡大するおそれがあることも心配されています。

米軍再編は、昨年 10 月の日米安全保障協議委員会で合意され、一層、具体化が進んでいます。この合意の中で、日米が共通の戦略目標について一致した。その目標を追求するために、自衛隊と米軍の役割、任務、能力を検討していくと述べています。米軍再編は、これは今、世界的規模で行われているものですが、この米軍再編は、米軍がいつ、どこで行う戦争にも対応できる体制を築き上げるものとなっています。その中で、横田基地の役割は、戦争のための兵員や物資を、戦争の起きている場所へ、必要なときに、必要な量を遅滞なく輸送するという役割を担っております。アメリカが戦争を始めるときに、その半年以上も前から横田基地の動きが慌ただしくなるというのは、近隣ではいつも言われていることでしたけれども、湾岸戦争、イラク戦争のときにも、そういう事態が起きました。

横田基地は、アメリカが現在行っている戦争に必要な基地として、現実に、今、戦争のための機能をしており、現実に起こっている戦争のための機能をしています。自衛隊の航空総隊司令部が府中から横田に配置されることは、米軍と自衛隊が共同して作戦をスムーズに遂行できるようにするためのものです。アメリカの進める戦争戦略に自衛隊が一層深く組み込まれる、日本が一層深く組み込まれることです。横田基地を米軍と自衛隊が共同使用するという、いわゆる軍隊と軍隊との共用、軍軍共用というふうに言われているようですが、それがますます強められています。恐らく軍民共用は、実現の可能性はほとんどないんじゃないかと

私は思います。

また、さきに述べました日米合意の中で、アメリカの核抑止力は、日本防衛のため不可欠なものとも位置づけていますが、これは東大和市の平和都市宣言の立場とは相反するものです。

以上のようなことから、私はこの陳情に対して、東大和市議会として賛同し、採択して、関係諸機関へ意見書を上げるべきものと考えています。

なお、防衛や外交などは国の問題だから、地方議会が取り上げる問題ではないという意見がありますが、これは間違っております。防衛や戦争についていえば、まさに私たち市民に直接関係するものです。市民が意見を発言するのは当然で、市議会がその意見を代表するのも当然のことです。米軍再編の中で、米軍のグアム基地整備に対して、テレビでも報道されておりますけれども、日本に対して約9,000億円もの費用を負担するように要求されております。日本国民の税金の支出を要求されているわけで、私たち市民は、このことについても、つまり、防衛、外交、米軍再編に対して大いに発言していかなければならないと思います。

以上で賛成討論とします。

[11番 西川洋一君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18 第1号陳情 米軍横田基地の再編強化と横田基地への航空自衛隊総司令部の移転について、東大和市議会は反対をし、政府及び関係機関へ意見書提出を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立によって採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第2 第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例

日程第3 18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第2 第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、日程第3 18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上、2件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇]

○17番（佐村明美君） ただいま議題に供されました第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成18年3月16日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。初めに、第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例について御報告申し

上げます。

本案を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

資料で、第4条、審査会に設置する合議体の数は2以内、合議体を構成する委員の定数は6人以内ということだが、何を基準でこのような定数が出てくるのか。身体障害者、知的障害者、精神障害者、それぞれ当市では何人が対象になっているのかとの質疑に対し、障害程度区分については、平成18年10月以降の介護サービスを利用する方に対応するが、児童は対象外である。10月から地域生活支援事業等に移行する方も対象外になり、見込みで身体障害者は61名ほど、知的障害者は62名ほど、児童はゼロである。精神障害者については、20名ほどを予定している。おおむね150から160名の方が、障害程度区分の判定を要すると考えている。1回の判定に当たって、おおむね2時間程度で10世帯程度を想定しており、160前後の世帯がいるので、10月に向けて16回程度の作業が必要であると考えている。また、現在、週1回、月4回程度実施をした場合、各委員の御指摘を考えると、二つの合議体を設け、月2回の御出席ということを考えていると答弁がありました。

次に、一つの合議体を6人で、二つの合議体を置くということになると、選任については具体的にどのように考えているのかとの質疑に対し、障害者の実情に通じた学識経験を有する者で、中立かつ公正な立場で審査を行える者を任命するという形になっている。精神並びに内科の先生、身体障害の判定をできる先生などを視野に入れている。中立かつ公正な立場で審議が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましく、障害者をメンバーに加える形を考えているが、人選はまだ決まっていないと答弁がありました。

次に、自立支援給付を選んだ場合には、介護給付と訓練等給付と自立支援医療と三つあるが、自立支援医療の場合、第二次判定までいくのかとの質疑に対し、第二次判定を行う方は、介護給付を希望されて、利用申請をされた方になる。医療については、審査会の判定は必要ないと答弁がありました。

次に、現在、かなり長時間の介護給付を支援費で利用していて、これまで受けていた時間数よりも時間数が少ない判定が出た場合は、不服申し立てを審査会に対してできるのかとの質疑に対し、支給決定に際しては市が審査会に意見を求めるという仕組みになっていると答弁がありました。

最後に、市に決定権があるとすると、不服申し立て、あるいは苦情申し立ては、市に対して行えばよいのかということになるのかとの質疑に対し、それに対しては東京都の方に提出をしていただくことになるかと答弁がありました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、本案を原案どおり可決と決しました。

引き続き、18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情、本件を議題に供しました。

主な質疑は次のとおりです。

この児童扶養手当制度の見直しによって、受給対象の金額が当市に及ぼす影響をどれくらい見積もられているのか。また、対象者がわかると思うがどうかとの質疑に対し、児童扶養手当の法律の改正の中で、5年後に上限額は決めているわけで、一定の額について支給することができないというふうに表示をしている。この政令が、現在の時点で全く決まっていない状況で、今の時点で把握できない。平成15年の時点で支給対象になっている方たちは、349名の方がいるので、何らかの形で影響を受けるだろうと考えていると答弁がありました。

次に、この陳情には、年間の就労の収入が162万円というふう書いてあるが、当市の母子世帯の年間の平

均的な収入はどれくらいなのか、15年に改正があった後、市独自として母子家庭への支援の政策をどのようにとってこられたのかとの質疑に対し、具体的な数字についてはつかんではないが、例えば、子供1人いらっしゃる方で、年間おおむね130万円ぐらいの方は全部支給の対象になるということで、所得の低い方がかなりいる状況にはある。都制度の中での政策ということで、ひとり親家庭を対象とした市制度の施策というものについては、現在、行われていないと答弁がありました。

次に、就業支援などの相談窓口、関連施策などはどうなっているのかとの質疑に対し、今の時点では母子自立支援、母子婦人相談員が児童福祉課の児童福祉係に1名配置されており、また、東京都から派遣されている婦人相談員もおり、就労支援などについても相談をしている。また、子ども家庭支援センターの中でも、包括的な、全般的な相談を受けている状況があり、この中でも就労に関する相談等もある。最終的には、子ども家庭支援センターに相談された内容については、母子自立支援、あるいは婦人相談員と連携を図りながら、それらの情報を提供していく状況になっていると答弁がありました。

質疑、討論を終了して、採決の結果、18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情を採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会における審査経過、並びに結果の御報告とさせていただきます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決めます。

日程第 4 第 8号議案 平成18年度東大和市一般会計予算

日程第 5 第 9号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 6 第10号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計予算

日程第 7 第11号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第12号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計予算

日程第 9 第13号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第10 第14号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計予算

○議長（松浦 誠君） 日程第4 第8号議案 平成18年度東大和市一般会計予算から、日程第10 第14号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計予算まで、以上、7議案を一括議題に供します。

以上、7議案につきましては、予算特別委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 下条 学君 登壇〕

○20番（下条 学君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月22日、23日、27日の3日間にわたり付託されました第8号議案 平成18年度東大和市一般会計予算及び第9号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第14号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計予算までの6特別会計について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔予算特別委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔4番 二宮由子君 登壇〕

○4番（二宮由子君） 4番、二宮由子です。東大和21を代表いたしまして、平成18年度東大和市一般会計予算及び東大和市土地区画整理事業特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

初めに、一般会計予算についてであります。

施政方針にも記されておりますとおり、政府の見解や、一部に明るい兆しが見られていると言われているものの、厚生労働省が発表した国民生活基礎調査によると、生活が大変苦しい、またはやや苦しいと答えた世帯は全体の56%にも上り、また、非正規雇用の増加や、正規雇用でも給与所得の低下により、1世帯の平均所得は7年連続減少の一途をたどっているとのことであり、また、年金の支給額も、この4月から0.3%下

がり、逆に消費物価は0.5%上がるという政府の経済見通しも出されております。実際の市民の暮らしが、このような状態であることや、先日の報道などでも御案内のとおり、バブル期と異なり、現在では雇用形態の変質などと相まって、数字上の統計で微細な景気拡大期がいかにかつこうとも、税収が確実にふえ続ける時代ではないことは明らかであります。改めて申し上げるまでもなく、政府の三位一体改革のねらいが、地方交付税の削減であるということを考え合わせれば、これまでのような行財政運営を続ける限り、行政サービスは近い将来、必ずや成り立たなくなるでしょう。わずかなむだも見逃さない経営者感覚の市政運営と、市長みずからが襟を正し、儉約に取り組むべきであると考えます。

今回の一般会計予算では、財政調整基金をほとんど取り崩しており、一般家庭に置きかえた場合、預貯金のほとんどをなくし、不測の事態が生じた場合、破産状態に陥ってしまいかねない危険なものです。毎年度末、差金頼みの自転車操業の状態であり、今後も相変わらず、この状態を続けていくのであれば、政策的経費が漸減することにより、市長不在と同義になりかねません。景気回復がなされない限り、頼みの差金が底をつき、思うような予算立てができない年度が必ずや訪れるものと危惧いたします。

失礼いたしました。頼みの基金が底をつきです。すみません。

かようにして、自治体財政を取り巻く環境は、かつてなく厳しいものであります。しかしながら、その中にもあっても、時代の変化に対応した新たな市民ニーズにこたえ、障害を持つ方も、そうでない方も、ともに住みなれた地域で生活するノーマライゼーションを基本とした豊かな暮らしを守る施策を進めるのが行政サービスであると考えます。そのためには、仕事のやり方や中身を大胆な発想で見直すとともに、財政再建と行政改革、人事制度改革などの取り組みを今まで以上に一体化し、全庁を挙げて総合的な改革に取り組む必要があります。その方策として、大胆な歳出の削減や、行政サービスのコストパフォーマンスの追求、施策や事業の聖域なき見直しなど、厳しく踏み込んだ財政再建の取り組みが不可欠であります。数字合わせで予算が組めたからといって、その次年度予算が組めるという保障はないのですから、当市におきましても早急に抜本的な予算の構造改革を行わなければ、次世代にツケを残してしまうということは、私がこの場で言うまでもなく、行政に携わる方々なら皆様、危機感を持ってお仕事を進めていらっしゃるかと思います。

また、これからの市政運営には、市民の参画、市民との協働など、市民の力が必要であると考えます。住民参加の動きとして、税の使い道を決める際に、住民の考えを直接問い、施策決定に反映する動きが広がっております。埼玉県志木市の住民自治基金制度は、個人市民税の1%を上限として、使途に有権者の意向を反映するものです。また、千葉県市川市の市民活動支援制度は、申請した市民の市民税納税額の1%分を、福祉や環境、文化、青少年育成など、公益的な事業を行う団体に支援金として交付するものです。このように、各自治体はさまざまな施策を投じて市民の理解を得る努力をしております。財政が逼迫している当市におきましては、ハード面の充実よりも、このようにソフト面の充実で市民の理解を得られるよう努力する施策を推進すべきと考えます。

続きまして、東大和市土地区画整理事業特別会計予算についてであります。

代表質問でも申し上げましたとおり、一般会計からの巨額の繰り入れをし、年度末には予算執行できなかったとして減額を繰り返しておりますが、事業執行のめどが立たないものに対する予算組みは、予算明確主義から外れ、予算のていをなさないと考え、反対をするものです。

また、区画整理地内の地権者からは、この事業に対する不信感が、ほとんど事業が終わりに近づいているにもかかわらず市に寄せられていることについて、市は地権者のみならず、市民及び議会に対し、もっときめ

細かく現状を説明する必要があると考えます。

続きまして、東大和市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

賛成はいたしますが、苦渋の選択でありました。国民健康保険税介護分の 64.9%といういきなりの引き上げについては、承服しがたいものがあります。今後は、このような激変を招くことがないよう、慎重な運営を要望し、討論いたします。

[4 番 二宮由子君 降壇]

[8 番 押本治雄君 登壇]

○8番（押本治雄君） 8番、押本治雄。新政会を代表し、平成 18 年度一般会計予算ほか6特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

我が国は、バブル崩壊後、経済が低迷し、長きにわたり景気回復を最優先する経済運営が行われてきましたが、なかなかその効果があらわれてこない現状でありました。ここに来て、景気回復の程度には、地域、産業、企業規模でばらつきがあるものの、ようやく景気は回復しつつあり、今、バブル後という長いトンネルを抜け出そうとしております。

一方、市長も施政方針の中で述べられておりますが、地方自治体は景気回復の傾向にはまだなく、また、三位一体改革による影響などで歳入の確保が難しく、市の財政は依然として厳しい状況が続いているのが実態だと思います。そうした中で、平成 18 年度予算は、市長の3期目の区切りの予算となるものですが、市長は就任以来、一貫して、市政運営は、市民、議会と協調しながら進めてこられており、まず高く評価できるものがあります。さて、予算では、大変厳しい社会状況等による財源不足の中にあつての予算編成作業には大変御苦労があったことと思っております。市長を初め、理事者の皆さん、各担当の努力に対し、御苦労さまと言わせていただきます。

一般会計予算の歳入ですが、先ほど触れさせていただきましたが、歳入の確保がより難しい状況となつてきております。歳入の根幹をなす市税は、景気がようやく回復してきているとはいえ、今、税の大幅な増収は見込めない状況かと思えます。税の収納は、現在まで努力されてきており、評価いたしておりますが、なお、課税対象の的確な把握のもと、市税の収納をお願いします。さらに、他の歳入確保についてもお願いいたします。

次に、歳出であります。厳しい財政状況下で、2.6%増の予算を編成され、各分野においても要所要所に必要な措置を講じながら張りをつけたものになっており、その苦心、配慮に敬意を表するものであります。

総務費は、（仮称）清原市民センター開館に伴う予算が計上されました。地域の役割を担う施設として期待いたしております。

民生費では、高齢者在宅サービスセンターむこうはら、きよはらの2施設について、指定管理者制度が導入されますが、時代の要請に合ったものと考えます。認知症高齢者、知的障害者に対する社会福祉協議会への事業補助は、現在の高齢者社会にふさわしいものであり、評価いたします。

農林業費では、体験農園の導入であります。新たな農業の展開、農業ボランティアの育成などから、その効果が期待されるところであります。推進をお願いいたします。

商工費は、商工まつり補助金、新・元気を出せ商店街事業補助金、また、空き店舗対策事業の検討は、商店街のありようが問われている昨今、必要なことと思っております。

土木費は、コミュニティバスの運行の予算が計上されていますが、地域の交通手段として、引き続き幅広い検討をお願いいたします。都市計画道路についても、その整備に引き続きの御努力をお願いいたします。

教育費は、第三小学校耐震診断、第一小学校耐震工事、第二小学校増築工事の予算が計上されました。また、不審者対策にも予算が計上されました。これは現在の社会状況から、必要であると受けとめております。

次に、特別会計であります。一般会計からの繰入金、総額で約 31 億 8,500 万円ほどであります。国保会計だけでも 10 億円を超える額となっております。財政上、やむを得ない措置であります。非常に大きな負担でもあります。それぞれの会計において、国・都に対し、制度及び財政支援を含め、改善を求めていくことを要望いたします。

市長は、施政方針の中で、我が国の人口の減少にも触れられておりましたが、人口の減少の到来がもたらすマイナスの影響を考え、将来への備えを今から考えておく必要があると思っております。魅力あるまちづくりのために、さらに着実に施策を推進されることを要望し、平成 18 年度一般会計予算ほか 6 特別会計予算についての賛成討論といたします。

[8 番 押本治雄君 降壇]

○議長（松浦 誠君） ここで 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 12 分 休憩

午前 10 時 23 分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[12 番 藤原宏子君 登壇]

○12 番（藤原宏子君） 12 番、藤原宏子です。日本共産党東大和市議員団を代表して、平成 18 年度一般会計予算、国民健康保険事業、老人保健、介護保険事業の 3 特別会計予算に反対、受託水道事業、下水道事業、土地区画整理事業の 3 特別会計に賛成の立場で討論を行います。

今、小泉政権の進める構造改革は、国民の間に所得格差を広げ、青年や高齢者、子育て世帯、また、子供たちにまで格差を生み出しています。このようなとき、地方自治体は、市民の暮らしの実態がどのような状況に置かれているのか、十分な把握をし、温かい施策を進めることが何よりも求められていると考えます。

東大和市の 18 年度予算では、歳入において、市民税個人分について、前年比 3 億 6,651 万円、9.1%の増収が計上されました。これは定率減税 2 分の 1 の縮減、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮減、老年者 125 万円非課税の段階的廃止、同居妻の均等割経過措置の廃止など、国の課税対象の増によるものが約 2 億 8,400 万円で、対象の多くが高齢者の負担増となります。また、保育園入園者の保育料の前年比約 8%増は、入園者数の増加分よりも、配偶者控除額の引き下げにより、非課税から課税対象者になったことで負担増が見られると考えられ、このように市民の負担はさらにふえています。一方、生活保護の受給者は、世帯数で 796、人数で 1,246 人、就学援助費は 1,128 人と 10 年前の平成 8 年から見ると、ともに約 2 倍となっています。また、生活保護受給者では、高齢者が急増しているということで、市民の暮らしの困窮度は、さらに広がっていることが容易に推察できるものです。

このような中で、市長は第 1 次行革に続いて、第 2 次行革を引き続き進めると言われますが、第 1 次行革では、敬老金や老人入院見舞金の廃止、学童交通擁護員の一部を除く廃止など、数々の施策を切り捨ててきました。18 年度予算は、第 2 次行革推進の立場でつくられています。

高齢者に大きな負担を求めているのに、高齢者福祉の充実については何の説明もできていません。少なくとも、第 1 次行革で廃止をした老人入院見舞金の復活、加えて多くの市民が継続を求めている学童交通擁護員の

復活、もしくはこれにかわる対策が必要と思われるが、この予算は何ら計上されておりません。

乳幼児医療費助成制度の所得制限なしの年齢拡大では、昨年度、4歳未満児までとしたままで今年度は据え置きです。財団法人こども未来財団の子育て家庭の経済状況に関する調査研究の報告によりますと、子供を持つ、ふやす予定の家庭の83.5%が不安に思うことがあると答え、その理由として、子供の養育費がかかる、43.6%、また全体の57.6%が、家計が苦しい、収入が十分でない、子供にお金がかかるなどと答えています。少子化に歯どめをかける点からも、乳幼児医療費助成の所得制限撤廃は、就学前児童にまで拡大すべきと考えます。

また、若者の雇用、就職への援助、働く者の権利を保障する労働法を知らせ、安定した生活への支援を積極的に進めることも必要であります。

子育て支援センターの開庁日の拡大や、一時保育の拡大は評価できますが、保育所について、民営化や父母負担の大きい認証保育所への誘導でなく、公的保育として待機児の解消を図ること。学童保育所については、定員の20%増で、待機児童の解消を図っていますが、60人定員のところに78人の児童の受け入れは、子供にとってよい環境とはいえません。また、児童館での受け入れを常態化するのではなく、桜が丘地域への増設について検討されるよう望みます。

30人学級の実現は、東京都を残し、全国で何らかの形で実施され、その教育効果が報告されています。子供の心に格差を持ち込む習熟度別少人数授業ではなく、すべての子供に豊かな成長が認められる少人数学級の実現のために、さらに努力されるよう望みます。

学校図書館指導員の増員は評価できますが、どの学校に通っていても、豊かな読書指導が受けられるよう、全校への配置を求めます。

学校施設環境整備について、着実に計画、整備していく努力を評価しますが、耐震化工事については、国や東京都の援助が必要です。市長会や教育長会で制度の拡大を求め、早期に実施できるよう努力してください。

また、第二小学校の校舎増築について、関係する保護者への事前の説明が、早い時期から行われていなかったという批判があるということですが、設置場所など、保護者等の意見に耳を傾け、十分に配慮した上で事業を進めるよう求めていきたいと思えます。

障害者自立支援法については、憲法25条を踏みにじる応益負担の導入について、障害者やその団体から、過去に例を見ない反対運動が盛り上がり、一度は廃案に追い込まれたものです。市独自の利用者の負担軽減策や、施設への減収補てんを実施することが求められています。

平和事業について。8月の平和月間、原爆資料展の開催や平和文集の発行、平和広場におけるイベントの開催は評価するものですが、イベントについては、平和団体や市民団体との協力による開催や、市民団体などの独自の開催にも支援されるよう望みます。

第2次行政改革で、職員定員の適正化の推進として職員の削減が行われ、平成18年度は534人となり、臨時職員やパートなどの非正規職員で作業量を補っていますが、国の法制度の改定がたびたび行われる中で、職員の作業量はふえ、その結果、市民サービスへの影響が出るのではないかと考えられます。また、職員自身の健康への配慮も必要です。必要などころには必要な職員を配置されるよう要望します。

国民健康保険事業について、国保の介護保険分の値上げと、退職者被保険者の保険税について、市民税増税に連動する負担増があるとのこと。また、保険税の滞納による短期保険証の取得世帯が547、また、未受領世帯は554とのことですが、突然リストラや困窮のために、払いたくても払えない世帯に対して十分な配慮

をされるよう望むものです。

介護保険事業について、1号被保険者の増加による1億円近い増収となっています。年金からも所得税が引かれ、連動して住民税、さらに国保税、介護保険税に連動して、生活を圧迫するものになり、高齢者からは、将来に対する不安と怒りの声が上がっています。また、老人ホーム入所者には、昨年10月からの食費、居住費の負担がふえ、退所せざるを得ない人や、家族の生活にも大きな影響が出ている実態があります。保険料、利用料の軽減に、さらなる努力を望むものです。

以上、平成18年度予算については、国の地方財政圧迫の中でつくられている予算ですが、介護保険、住民税減税の縮減、こういった負担は、そのまま市民に押しつける予算であると位置づけ、討論を終わります。

〔12番 藤原宏子君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、平成18年度東大和市一般会計予算並びに6特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

現在、我が国では、急速な少子高齢社会の進展によって、いよいよ人口減少社会へ突入しました。経済や年金、医療、介護などの社会保障制度に大きな影響を及ぼす人口構造の大変動への対応が迫られております。また、世界一安全と言われた安全神話の崩壊、教育力の低下、相次ぐ企業の不祥事と社会モラルの低下など、戦後60年を経て、日本社会の制度疲労が次々に顕在化しております。

このような中、国においては、郵政民営化を初めとした特殊法人改革、地方分権を推進するための三位一体の改革、政府系金融機関の統廃合、国家公務員の大幅削減など、政治のリーダーシップで、あらゆる分野での改革が目まぐるしい勢いで進められつつあります。当市におきましても、行政が陥りがちな前例踏襲主義から脱却し、市民の目線であらゆる分野での改革を、さらに推し進めていかなければなりません。

私ども公明党は、どこまでも市民の立場、庶民、大衆の側に立って市政を監視し、改革へのリーダーシップを発揮してまいり所存です。

当市の平成18年度予算におきましては、扶助費の増加と教育費への対応に重点を置き、限られた市税収入と基金の残高不足の中、下水道事業特別会計において、新たに資本平準化債を活用するなど、ぎりぎりの努力と工夫を凝らした予算となっております。

歳入におきましては、根幹をなす市税収入において、定率減税の2分の1縮減と景気の回復基調から3.3%の増加を見込んでおりますが、引き続き課税客体の適正な把握と収納推進員の積極的な活用に努めて、滞納繰越分を含めての収納率の向上を期待しております。また、三位一体の改革の暫定措置として、所得譲与税が大幅増となっているほか、地方消費税交付金など、都税収入からの交付金も増額となっておりますが、国からの地方交付税及び地方特例交付金は大幅な減となっております。三位一体の改革によって、従来の補助金の削減とともに、地方交付税の改革と税源移譲が進められておりますが、今後とも国及び都の動向を注視しながら、適正な財源確保に努めていただくよう要望いたします。

歳出について申し上げます。当市においては、これまで第2次行政改革大綱推進計画及び定員適正化計画が進められてきており、一定の成果を上げておりますが、それでも当初予算の見込みで一般財源に占める義務的経費の割合、いわゆる経常収支比率が90%を超える状況を考えると、今後、策定される第3次行政改革大綱推進計画では、これまでの未達成の項目に加えて、より一層の行政改革を推進し、歳出削減の努力と成果が求められます。そのためにも、指定管理者制度や民間業務委託を積極的に活用し、さらなる人件費の抑制と徹底

した行政運営の合理化、効率化を図るよう要望いたします。

総務費では、平和事業として、昨年に引き続き、新しく命名をした平和広場でのイベントが予定をされております。市の文化財である戦災建造物を宣揚し、平和発信の取り組みが定着するよう期待をしております。また、行政改革推進業務費に事務事業評価導入に向けての講師派遣手数料が盛り込まれました。全庁を挙げての有効な行政評価、事務事業評価の制度構築を期待しております。さらに、安全・安心のまちづくりとして、新設されたメールによる情報配信システムの活用、自治会活動の活性化と防犯パトロールや自主防災組織の結成に向けての助成の取り組みを求めます。市民会館事業では、限られた財源を有効活用し、市民文化の育成と芸術性の高い事業の充実を求めます。清原市民センターの開館については、清水出張所からの円滑な業務の引き継ぎを要望するとともに、併設される（仮称）清原図書館の早期開館を望みます。

民生費では、児童手当が対象年齢の引き上げと所得制限の緩和によって大幅な増額となっております。また、乳幼児医療費助成事業では、自己負担分に対する所得制限の撤廃は、当市においては4歳未満児までにとどまっておりますが、本年10月から東京都は児童手当の所得制限の緩和にあわせて、就学前の乳幼児医療費の自己負担分の助成についても、同様に緩和する方針を示しております。児童手当、乳幼児医療費助成ともに、子育て家庭への重要な支援策となりますので、国及び都の動向をつかみ、円滑な事業の実施を求めます。子ども家庭支援センターの土曜日開館と一時保育などの事業の充実は高く評価します。学童保育では、ひとり親家庭や共働き家庭の増加によって、待機児童の発生が顕著に見られます。さくらがおか児童館などにおける児童館事業の充実は評価しますが、特に低学年の放課後の安全を確保する意味からも、学校と十分に連携し、学校ボランティアを活用するなど、学校における放課後対策の一層の推進を要望します。また、支援費制度から、障害者自立支援法の移行に伴い、新設される障害福祉課における相談事業の充実と、障害者のニーズに合った施策の充実を求めます。

衛生費では、各種がん検診及び歯科検診の市民への周知と事業の充実、さらに容器包装リサイクル法の改正の動向に合わせて、一層のごみの排出抑制とリユース、リサイクルを推進し、循環型社会構築の取り組みを期待します。

農林業費では、新たに農業体験農園整備費等補助金が盛り込まれました。後継者不足が深刻となっている都市農業の振興策として、何としてもこの事業を成功させ、定着できるよう取り組みを望みます。

商工費では、新たに商業振興策として、空き店舗対策事業補助金などが盛り込まれました。大型店の影響で苦戦を強いられている市内商店街の活性化に資するよう、円滑な事業の実施を求めます。

土木費では、空堀川管理用通路への街路灯新設工事が盛り込まれました。防犯対策として、市民要望の高い暗い場所への街路灯の設置については、計画的に事業を進めていただきますよう要望いたします。また、コミュニティバスの運行につきましては、議会でも交通問題対策調査特別委員会で鋭意議論が進められておりますが、行政においても収益の増加策や、都市計画道路の開通に伴うルート変更など、市民ニーズと道路事情の調査、把握を進められるよう、一層の取り組みを望みます。

教育費につきましては、少人数学習指導員の配置、学校図書館指導員の配置を進められたこと、また、自転車免許制度の導入、総合学習の時間を活用した英語教育の充実など、ニーズに合わせた特色ある教育環境の充実の取り組みを評価します。基礎・基本が着実に身につけられる教育環境の整備に、学校現場と十分に連携を図りながら、教育委員会を挙げての一層の取り組みを期待します。第二小学校校舎増築工事、小学校防犯カメラの設置、小・中学校クーラー設置工事につきましては、関係者と十分協議の上、工事の円滑な実施を求めま

す。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、一般会計からの繰入金が 10 億円を超える状況が常態化しつつあり、厳しい財政運営が強いられております。引き続き、国保加入者のための医療保険制度として、安定した運営に努めるとともに、本年 10 月から実施される国制度の改正における出産育児一時金の 5 万円の増額については、本市においても同様の措置がとられるよう取り組みを望みます。

受託水道事業特別会計につきましては、東京都への業務の移行から、予算総額が大幅に減となっております。東京都と十分に連携を図り、今後とも安定した水の供給に努めていただきますよう要望いたします。

下水道事業特別会計につきましては、公債費が 6 割以上を占めております。公共下水道工事の初期投資への債務返済に努めながら、区画整理事業への対応、既工事分の維持管理など、事業の円滑な実施を求めます。

老人保健特別会計につきましては、国における医療制度改革の動向を注視しながら、高齢者医療の安定、充実に努めていただきますよう要望いたします。

土地区画整理事業特別会計につきましては、これまで進めてこられた立野一丁目土地区画整理事業において、見違えるような見事なまち並みが形成されつつあります。事業の早期完成を目指し、御努力をいただいている残りわずかとなった移転交渉の成立に、誠心誠意の取り組みを期待します。

介護保険事業特別会計につきましては、介護保険制度の施行から 5 年が経過し、大幅な制度改革が行われたところですが、介護予防事業の充実や、地域密着型サービスの導入など、利用者のニーズに合わせた事業に取り組むとともに、30 億円を超える規模となった保険給付費の適正化を図るためにも、東京都と連携を図り、介護報酬の不正請求の防止策を早急に講じられるよう要望いたします。

最後になりますが、今後とも大幅な市税収入の増加が見込めるような状況ではない中で、定率減税の廃止や各種控除制度の見直しなどで、納税者の負担感は増加傾向にあります。安定した行政運営のためには、納税者の受益と負担のバランスをどのようにとっていくのかということにつきまますが、市民の負担感が増す中では、市民により身近な市政運営において、負担に見合う行政サービスの充実が求められるなど、市民からの一層の厳しい視線が向けられることとなります。マックス・ウエーバーが、政治とは情熱と判断力を駆使しながら、かたい岩盤に力を込めてじりっじりっと穴をくりぬいていく作業であると説いたとおり、目の前にはさまざまな困難な状況が迫っておりますが、市職員の全庁を挙げての知恵と総力を結集し、現状の努力に甘んじることなく、8 万市民の負託と期待にこたえられるよう、行政運営の一層の効率化と、さらなる市民サービスの充実に全力で取り組まれることを望み、賛成の討論といたします。

〔18 番 中間建二君 降壇〕

〔22 番 尾崎保夫君 登壇〕

○22 番（尾崎保夫君） 22 番、尾崎保夫です。平成 18 年度東大和市一般会計予算に反対し、その他特別会計に賛成の立場で討論を行います。

厳しい財政の中で、平成 18 年度予算編成においては、大変な御努力があったことだろうと思っております。平成 18 年度、第 2 次行政改革大綱の最終年度に当たります。また、三位一体の改革につきましても、その姿は混沌として、市財政への影響がどのように出てくるのかははっきりしない状況にもあります。まさに、手探りの財政運営が強いられている、そのような年度にもなります。

そのような中で、はっきりと言えることは、地方は小さな政府を目指して運営していかなければならないと

いうことです。国は、小さな政府を目指しています。何をもちて小さな政府と言うかは、いろいろな考え方があると思いますが、少なくとも国は交付税等を通して、地方にも同じように削減を求めてくるということを考えておかなければなりません。既に、地方交付税や補助金や負担金を通して、財政的に追い詰められてきた市町村は、合併という選択肢をとってきております。今はまだ、地方の比較的財政規模の小さい市町村への影響が大きいに感じられますが、そう遠くないうちに都市部の自治体にも及んでくるというふうには覚悟しておく必要があります。そのときが来てからでは遅過ぎます。

東大和市は、平成9年7月から、東大和市行政改革大綱緊急5か年改革を策定し、取り組んできましたが、景気低迷による税収等の落ち込みなどから、新たな財源需要に対応することができず、なお一層の改革が必要となり、平成13年8月に、「21世紀にふさわしい市民とともに歩む自治体を目指して」を基本理念に、第2次行政改革大綱を策定いたしました。しかし、それでも財政的な厳しさは緩和されておりません。それどころか、さらに厳しくなっているというのが実感ではないかというふうには考えております。

少子高齢化に伴い、新たな財政需要の高まりの中で、税収等を初めとする歳入の伸びでは対応できない状況になってきている現在、どのように対処していくのか。現在までの、そしてこれからの国の対応を考えてみれば、従来のように国に頼ることは不可能な状況になっております。国も、地方に手を差し伸べるだけの余裕がなくなってきました。それどころか、地方の歳出を減らしていく、そういう方向になっています。国の策定した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、それに基づき集中改革プランの策定を求められております。国の指導、助言のもとで、無理やり行政改革をやらされるのか、市民、議会、職員等とともに、みずからの意思で改革を行っていくのか、第2次行政改革大綱に自立、相互扶助、自己責任の原則を確立したい、とあります。地方分権の時代にあつて、自立した市民を基本に、新たな行政の姿を示したものといたします。この考え方からすれば、東大和市はみずからの意思をもって改革を行っていくということになります。しかし、平成18年度予算は、みずからの意思をもって改革していこうとする意思を示しているでしょうか、甚だ疑問であります。みずからの意思をもってする改革、その基本には、新しい市民ニーズへの対応と社会的、経済的弱者へのセーフティーネットを、しっかりと明確にし、構築するというをおいて進めるべきであると考えます。そして、その上に立って、従来のような、行政が何をするのではなく、行政と市民がともに考え、それぞれにおいて何ができるか、そういう方向に意識を変えていかなければなりません。道のりは容易なものではないと考えますが、避けて通ることはできないものと考えております。

平成18年度新規事業等概要の最初に、不審者情報等送信事業があります。この事業を否定するつもりはありませんが、もっと根本のところではやなければならないことがあるのではないかと。警察の話では、不審者は人の目を嫌うということです。ならば、それぞれの地域で人の目をふやすということを考えなければなりません。そこに住んでいる人、勤めている人など、地域に関係ある人たちに、地域の安全に対し、自分たちが何ができるのか考えていただく、行政としてコーディネートしていく、そのような施策が必要です。残念ながら、そのような方向にはなっていないようです。地域の人の力を生かす、これから必要な考え方だと思いますが、今の市政にはそのような考え方はないように見受けられます。ただ、国や東京都の施策にのっているだけではないかと思われる事業もあり、市長としての考え方が見えてきておりません。

東久留米市は、財政危機宣言を解除したとのこと。どういった方法をとったかわかりませんが、東大和市は財政危機宣言を遠い昔に出しましたが、いまだに解除できないでいます。毎年、同じように、小手先だけの問題先送りの予算では解除しようがありません。根本的な解除対策、第2次行政改革大綱推進計画を踏まえた

次の財政推進計画について強く期待をし、さらに根本的な対策を要望し、討論いたします。

〔22番 尾崎保夫君 降壇〕

〔14番 関田正民君 登壇〕

○14番（関田正民君） 14番、関田正民です。自民クラブを代表し、平成18年度一般会計予算ほか6特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

今、国は、地球温暖化、また超高齢化社会、そして人口減少社会、大きな構造変化に直面しています。このような状況から、政府は将来にわたり公平な社会を維持し、また持続的な経済社会の活用、活性化を実現するために、広範囲な分野の構造改革に取り組んできています。

政府は、最近、景気は踊り場を脱却し、景気は回復していると、また企業収益は改善され、設備投資は増加している。また、個人消費は緩やかに回復している。また、先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられ、景気回復が続くと見込まれているという月例経済報告がありました。景気は好転していると言われてはいますが、まだ我々の生活の中では景気が回復しているとはいえません。地方自治体の財政状況も、依然として非常に厳しい状況であります。

歳入についてですが、歳入の中心となる市税は、収納推進員を活用しての滞納額の収納に向けた努力が十分うかがえます。しかし、まだ多額の税の滞納額があり、収納率の向上に努力をしてください。また、三位一体改革による税源移譲が行われ、税の重要性が増すことから、ぜひ、税の収納にさらなる努力と他の歳入の確保についてもお願いいたします。

次に、歳出についてですが、総務費では、（仮称）清原市民センターは、地域の施設として大勢の市民が利用しやすいようにお願いいたします。自治会員減少の中での自治会活性化の取り組みは、地域コミュニティーを進める上で大切なものと考えます。成功を祈ります。男女共同推進計画に基づいた拠点整備に向けての調整、検討を行うことは、これからの社会の中で重要なことだと思います。一定の評価をいたします。

民生費では、精神障害者生活支援センター運営事業費、乳幼児医療費助成事業費がそれぞれ増額となっています。この施策の充実、拡充が図られることを評価いたします。また、認知症高齢者や知的障害者の支援は、地域福祉を推進する上で重要なことであると思います。また、一時保育事業の充実、また子ども家庭支援センター運営事業も、厳しい財政状況の中での努力がうかがえます。

農林業費では、農業体験農園導入、エコファーマー認定施設の推進をお願いいたします。

商工費では、商店街の活性化のために、空き店舗対策事業、また住宅・店舗リフォーム補助事業など、今、必要な施策であると考えています。商工振興につきましては、商工会の努力はもちろん、引き続き市と商工会の連携を深め、その推進に向けてさらなる努力をお願いいたします。

土木費では、狭山緑地の公有化の推進、都市計画道路の整備、コミュニティバスの交通空白地域の交通手段の検討を引き続きお願いいたします。また、空堀川街路灯の新設工事は評価いたします。

教育費では、習熟の程度に応じた少人数学習指導員、また学校図書館指導員、清原図書館の開館等の事業を高く評価いたします。そして、通学路の安全マップ、小学校への防犯カメラの設置等は、現時点の状況から時宜を得た措置と評価いたします。

次に、特別会計であります。

国民健康保険事業特別会計予算であります。市民の健康を守る基盤となる事業であります。一般会計からの繰入金もかなりの金額がふえております。介護保険事業との関連もありますが、市民にとって欠かすこと

のできない事業ですが、財政支援も含め、本制度について引き続き国や都に要望していただきたいと思います。

受託水道事業特別会計ですが、本年4月から徴収系業務及び給水装置系業務が東京都に移行されますが、なお、東京都と連携し、限られた資源を一層大切にしようをお願いいたします。

下水道事業特別会計予算ですが、立野土地区画整理事業の推進を踏まえ、今後の管理運営にも努力をお願いいたします。

老人保健特別会計予算ですが、年々、国保事業と同様、予算も増加しております。円滑な運営を望みます。

土地区画整理事業特別会計予算ですが、立野一丁目土地区画整理事業が終盤を迎えています。厳しい財政状況ですが、良好なまちづくりに向けての事業の遂行をお願いいたします。

介護保険事業特別会計予算ですが、制度の見直しが行われていますが、第3期介護保険事業計画に沿い、適切な事業運営がされるようお願いいたします。

厳しい財政状況の中で、平成18年度予算は、市長の重点施策である福祉、防災、教育を中心に、限られた財源を細かいところに目配りされ、いわゆる市民生活を重視した予算となっており、高く評価いたします。市長は、就任以来、これまで市民生活の充実を施策の基本にして市政を推進してこられました。景気は回復したと言われているものの、まだまだ市の財政は非常に厳しいものがあると思います。現在の社会状況から、市政運営には大変な御苦労があると思いますが、これからも市長の政治姿勢である市民生活の充実に向けた努力をお願いし、平成18年度一般会計予算ほか6特別会計予算の賛成討論といたします。

[14番 関田正民君 降壇]

[21番 小林知久君 登壇]

○21番(小林知久君) 21番、無所属、小林知久です。平成18年度一般会計及び6特別会計に対し、賛成の立場から討論いたします。

まずは、相変わらずの厳しい財政事情の中での関係職員の予算策定の御努力に対し、敬意を表します。例年申し上げていることですが、予算において問われることは、執行する際のやり方や、その背景となる理念、いわば予算書の行間の形にはあらわれない部分であると考えます。その視点から、今年度も何点かの要望をいたします。

まず、総論として要望します。

このまちの目指す方向性において、大きな理想と具体的な施策の間をつなぐ、中間、中期の方針を明確化することを望みます。この東大和市の大きな理念、方向性は共有されていると考えますし、個別施策も多岐にわたって取りそろえられています。しかしながら、目指すまちの姿に至るステップとしての数年単位での具体的な道筋や、幾つかの施策をつなぐ横割りの目的が明確ではない場合が見受けられます。したがって、各施策によって目的は同じでも手段や進路が異なってしまい、せっかくの施策の効果が減じてしまったり、本来、相乗効果を期待したい部分で、むしろ効果を相殺してしまうことがあるように思います。現在の我が市の財政状況では、特にそういった事態は避けなければなりません。そのためには、私は中期の、中間の方針、理念が必要と考えます。理想に至る道筋、途中を明確化し、共有することで、各施策の効果が現状より上がると考えます。幅広い議論をして、これをつくり上げていくことを望みます。

市長に要望します。

市長には、絶えず理念を発信し、その理念を届かせるための努力をもあわせて行う必要があると考えます。人間の体は、すべての血管が心臓につながっており、心臓から送られてくる鼓動は、毛細血管に至るまで等し

く届きます。手と足は、大きさや外見、機能は違っても、同じ脈を打っています。右手と左手で脈拍が違うなどということはありません。行政施策も同じではないでしょうか。すべての施策において、目指す先、道筋、全体の中での位置づけ、そして活動のもととなる根本の理念が共有されなくてははいけません。そのための鼓動を打つのは市長の仕事です。大きな理念を用意し、決して不整脈を起こすことなく、絶えず発信してください。また、同時に、毛細血管に至るまで、すべてが機能的に活動するよう処置するのも市長の仕事です。血液のめぐりが悪くなる場合には、患部の症状に合わせ、細やかな処方せんを用意してください。一定のリズムで理念を発信しつつ、重要な課題に対しては、専門家も凌駕するような具体的な処方せんを用意する、それがリーダーの役割だと考えます。市長には、リーダーであってほしいと要望します。

職員にも要望します。

まず、例年申し上げていることです。規則などの字面にこだわり、機械的に事務を行わないでください。個々の市民ニーズや、その時々で変化する状況に適切に対応し、施策の理念に基づいた行動を追求してください。また、みずからの良心に基づいて仕事を行ってください。真に必要なことは、手続を踏めば実行できるように制度はつくられています。その手続を恐れず、怠らないでください。さらには、時代に合わせて施策を改善することが身を守る場合もあるとの認識を持ってください。不作為の過失も罰せられる。つまり、すべきことをしない場合にも、罪に問われることがあります。単なる現状維持は身を守りません。そこを勘違いせず、幅広い観点からの施策の検証を行ってください。

最後に、再び総論として、予算特別委員会での質疑でも申し上げたことを再度要望します。

現状の財政が、表向き帳じりが合っているのも、例えば下水道特別会計での資本費平準化債などで、今のツケを未来に寄せているからです。現在の日本の状況をかながみますと、同情の余地はあることではあります。とはいえ、未来の人々には選択の余地はありません。いつの間にかの負担を与えるのは、やはり厳に慎むべきことであり、やむを得ず未来からの借りをつくっている現状でも、最低限しっかりと説明できること、施策に説得力を持たせることは必須です。自分の子供、孫に面と向かって説明できる説得力があるかどうかを、一つ一つの予算執行に当たり、常に検証されることを要望します。

予算策定における大きな視点での選択肢の選び方に関しては、選挙で負託を受けた市長の判断を尊重したいと思っています。ただし、おのおのの施策執行の点検に関しては、私も選挙で選ばれた議員ですので、日々、チェック、精査していきます。これまで、私が述べた要望を踏まえ、施策が適切に執行され、よりよい東大和市となることを心より期待し、私の討論とします。

[21番 小林知久君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 平成18年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第9号議案 平成18年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第10号議案 平成18年度東大和市受託水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第11号議案 平成18年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第12号議案 平成18年度東大和市老人保健特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第13号議案 平成18年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第14号議案 平成18年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議第2号議案 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書

○議長（松浦 誠君） 日程第11 議第2号議案 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第2号議案 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議

○議長（松浦 誠君） 日程第12 議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[5 番 森田憲二君 登壇]

○5番（森田憲二君） ただいま議題になりました議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議につきまして、提案者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に御案内のとおり、オリンピックは、そもそも世界平和の実現に大きく貢献するとともに、世界最大のスポーツの祭典であると、それぞれの方々が御認識をしているというふうに思っております。

さきの第18回に東京オリンピック、久しく、50年が経過をしております。そういった意味では、今回の第31回の、ぜひとも東京でオリンピックを開催したいということが、我々の、また東京にとっても悲願ではないかと。それに伴って、文化の交流から始まり、今までの政治、経済等々、そちらの方についても、東京を売り出すということも必要ではないかというふうなこともあります。

また、今回の中では、都議会の中で、超党派で招致の協議会等も作成され、決議をしております。そういった意味では、当市からも、ぜひスポーツを通じ、また、中でも選手が、育つような選手も出てくるのではない

かと。過去にも、そういうことも幾つかありました。ぜひとも、地元の東京としても、世界に示す方向性を、ぜひともつくっていただければということで、提案をさせていただくものであります。

意を足りませんが、皆様の御賛同をいただき、提案理由とさせていただきます。

[5 番 森田憲二君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[11 番 西川洋一君 登壇]

○11 番（西川洋一君） ただいま議題となっております議第 3 号議案 第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議に、反対する立場から討論を行います。

初めに、私どもの党は、オリンピックに関する基本的態度としては、オリンピックが世界の人々がスポーツを通じて交流し、平和の祭典として行われることについて、そういうオリンピックそのものに反対するものではありません。そのことを、まず表明しておきたいと思います。

さて、今回のオリンピック東京招致に関する決議は、東京都議会議長からの協力依頼という形で来たもので、石原知事のオリンピック招致表明を後押しするものとなっていると指摘できます。オリンピックが、巨大開発の口実とされたり、環境破壊につながるような計画とセットされるのであれば、招致に賛成できません。

この間の知事の一連の発言は、東京オリンピック招致が大型開発のこととされ、都民と都財政に深刻な影響を及ぼす危険を明白に示しています。都知事の施政方針演説では、オリンピックに向けたインフラ整備について、幹線道路ネットワークなどの広域的な交通基盤の集中的整備、羽田空港の再拡張・国際化、横田基地の軍民共用化による空のアクセスの拡充を進めることを表明しました。さらに、本会議質問に答えて、首都圏 3 環状道路や都内の骨格幹線道路などを、10 年後のオリンピック目指して集中的に整備を進めると、さらに踏み込んだ答弁を行っております。

オリンピックを東京で行うために、インフラ整備と称して、知事が示したような事業が行われることになれば、巨額の税金を投入することは避けられません。首都圏 3 環状道路、圏央道では、毎年、数百億円、首都高速道路中央環状品川線では 1,000 億円、外郭環状道路の整備には 1 兆 3,000 億円の事業費が予定されています。これらをオリンピックに間に合わせるために、前倒しで建設することになれば莫大な費用がかかります。まさに、オリンピック招致を理由にして、巨大な開発、むだ遣いがなされることとなります。

しかも、進め方にも問題があります。大事なオリンピック開催という事業、これを都民の意見も聞かずに秘

密裏に進めております。これも重大な問題です。この間、都が公にした資料は、東京オリンピック基本構想懇談会の報告と、2016年、東京オリンピック主要関係施設検討候補地図だけで、私どもの日本共産党東京都議員団が要求しております懇談会の議事録や提出資料、東京都が電通に委託した調査、開催経費の試算など、オリンピック招致の是非を検討するために必要な資料を公にすることを拒み続けています。全く道理のない、不誠実きわまりない姿勢と言わざるを得ません。

オリンピックは、平和の祭典と呼ばれるように、オリンピック憲章の平和の基本理念の実現や、国際交流に貢献できるものでなければなりません。とりわけ、東アジアの平和と連帯に貢献することは欠かせません。にもかかわらず、都知事はこれまで、オリンピック憲章や、オリンピックの根本精神である平和について、一言も言及していないことも重大です。オリンピックを口実にした不要不急の大型事業を推進しようという東京都のやり方を、また、オリンピック開催という大事なことを秘密裏に進めようという東京都のやり方を、東大和市議会として応援すべきではありません。

以上の見解から、この決議に反対をいたします。

[11番 西川洋一君 降壇]

[9番 石川庄太郎君 登壇]

○9番（石川庄太郎君） ただいま議題となりました議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議について、提出者を代表いたしまして賛成の討論をさせていただきます。

申すまでもなく、オリンピックは、世界の国々が競い合う、喜びと希望に満ちたスポーツの祭典であり、世界平和を希求する人類の祭典であります。平成17年10月、東京オリンピック基本構想懇談会設置要綱が作成され、目的として、2016年に東京への招致を目指すオリンピック競技大会のあり方について、有権者の意見及び提案を求め、今回の基本理念等の策定の参考に資するため、東京オリンピック基本構想懇談会を設置しました。

前回の東京オリンピックが開催されましたのは、未曾有の敗戦からわずか19年後のことです。日本が戦後の荒廃からいち早く立ち直り、世界のひのき舞台に再登場した瞬間であった。五輪開催を契機とした東京改造は、今の目で見れば功罪半ばするところもあるが、都市建設のスピードと、そこに投じられたエネルギーのすさまじさは、今の日本人が失ってしまったものの一つである。また、同じ年に開業した東海道新幹線に表現されるように、日本の技術水準の高さは当時からずば抜けており、技術を磨く民族のDNAは、現在に至るまで確実に受け継がれている。東京オリンピックを機に、非西欧世界では初めてのグローバルプレーヤーとして認知されるに至り、開会から早くも4年目には世界第2位の経済大国となった。

21世紀の今日、我々は都市の盛衰が国家の命運を大きく左右する時代に生きている。都市の力こそ、まさに国力である。牽引して、日本の存在を象徴する都市は東京である。こうした観点に立ち、オリンピック開催を契機として、東京の再生、ひいては日本再生をなし遂げる必要がある。東京の現状を見れば、この都市が既にオリンピックを開催するに相応しい力を十分に備えていることは明らかである。

また、政治、行政、経済の中核機能に加え、文化や芸術など、いろいろな機能がこれほどまでに集中、集積した都市は、世界を眺めても東京の他には見当たらない。首都圏3,300万人のヒンターランドを背景に、国家規模の産業活動、経済活動が展開されている。ITなどの先端技術にとどまらず、ものづくりの原点と見れる職人わざが継承され、ロケットの先端部分に欠かせないへら絞りの技術など、他の追随を許さない日本独自の技術が集積されている。

また、オリンピック開催都市には、五輪開催に耐え得る財政力が求められている。日本国内を見渡したとき、胸を張って健全財政をうたえる都市は東京以外にはない。東京都は、過去7年間に及ぶ財政再建の取り組みによって、借金漬けの体質から脱し、健全財政への道筋を確かなものとしてきた。来年度、オリンピック開催準備金を100億円、積み立てられることが何よりの証拠である。

以上のことを総合的に考え合わせ、東京こそ五輪開催に相応しい都市であると結論する。

以上で、第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議についての賛成討論とさせていただきます。(発言する者あり)失礼いたしました。先ほど、開催準備金を100億円と申しましたが、1,000億円の間違いでございます。訂正させていただきます。

[9番 石川庄太郎君 降壇]

○議長(松浦 誠君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松浦 誠君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第3号議案 第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松浦 誠君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第16号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(松浦 誠君) 日程第13 第16号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[助 役 佐久間栄昭君 登壇]

○助役(佐久間栄昭君) ただいま議題となりました第16号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、2点ありまして、1点目は、ゼロ歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額を月額6万100円から5万7,100円に引き下げるものであります。2点目は、先ほど議決していただきました第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定に伴いまして、障害程度区分判定審査会委員の報酬を追加するものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表零歳児保育指定保育園嘱託医の項中、「6万100円」を「5万7,100円」に改め、同表産業医の項の次に、障害程度区分判定審査会委員、月額2万7,000円を新たに加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成18年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 16 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 14 第 33 号議案 東大和市介護保険介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 14 第 33 号議案 東大和市介護保険介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） 議案の御説明に入ります前に、ただいま議題となりました第 33 号議案から第 37 号議案までの 5 議案は、介護保険法の改正に伴うものであります。この介護保険法改正に関しましての厚生労働省の告示が、最終的に本日、3 月 30 日となりましたことから、議案をお手元にお届けするのが大変遅くなりました。申しわけありませんが、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第 33 号議案 東大和市介護保険介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例に基づく基金は、計画期間における介護保険事業の安定した財源を確保するため、年度内で生じた保険料歳入にかかわる剰余金を繰り入れ、以後において介護給付費、予防給付費に不足が生じた場合に、当該積立金を不足財源に充てることを目的として設置しているものであります。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴うものでありまして、文言の改正と新設された地域支援事業の運営財

源に充当するため、本基金を処分することが可能となるよう改正するため、御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

第1条の改正は、これまで5年を1期として策定いたしておりました介護保険事業計画の初年度以降3カ年を、事業運営期間と位置づけてまいりました。このたび、介護保険事業計画が3年を1期として策定するものと改められましたために、今までの事業運営期間と今後の計画期間が同じ3年となりますので、第1条中「事業運営期間」を「計画期間」に改めるものであります。

第6条の改正は、基金の処分に関する規定でありまして、地域支援事業費にも充当する必要が生じたことから、「介護給付又は予防給付」を「介護給付、予防給付又は地域支援事業」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成18年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東大和市介護保険介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15 第 34 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 15 第 34 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 34 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護予防通所介護に関する事業が、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準により明らかになったこと、及び厚生労働大臣が定める基準額が告示されたことにより、条例の一部改正を行うため御提案申し上げるものであります。

内容の御説明を申し上げます。

第 3 条第 1 項第 2 号は、介護予防通所介護の事業であります。対応する介護保険法の条項のみの表記を、新たにアからキの事業として規定するものであります。

第 9 条第 3 項は、介護予防通所介護の利用料金であります。法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が、という文言を別表第 3 に、それから同条第 4 項を法第 53 条第 4 項に改めるものであります。

別表第 2 は、通所介護の利用料金の額について、介護報酬単価の改定により改めるものであります。

別表第 3 は、介護予防通所介護の利用料金の額について規定するものであります。

附則であります。附則第 1 項は、条例の施行日を平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

附則第 2 項は経過措置でありまして、平成 17 年度以前の通所介護にかかわる利用料金につきましては、なお従前の例によるものと定めるものであります。

附則第 3 項は、介護保険法等の一部を改正する法律附則第 8 条の規定により、要介護認定を受けたものとみなされる方の通所介護にかかわる利用料金を規定したものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 34 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 16 第 35 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 16 第 35 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 35 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険事業につきましては、今回、平成 18 年度から平成 20 年度までを計画期間とする第 3 期東大和市介護保険事業計画を策定いたしました。この計画では、計画期間における第 1 号被保険者数を延べ 4 万 6,819 人、要介護認定者数を延べ 6,655 人、標準給付費総額を約 96 億 9,160 万円、地域支援事業費を約 2 億 3,790 万円、合計で約 99 億 2,950 万円の事業費と見込んでおります。また、低所得者対策といたしまして、新設いたします市独自の保険料減免制度にかかわる経費を 900 万円と見込んでいること。それから、第 1 号被保険者保険料を軽減するため、介護保険介護給付費等準備基金で管理しております介護保険事業の運営に伴う剰余金、9,000 万円の全額を取り崩すこと。標準給付費見込み額に対する第 1 号被保険者負担割合が 18%から 19%に変更されたこと、第 1 号被保険者保険料の段階区分が 5 段階から 6 段階に変更されたこと等によりまして、計画期間における第 1 号被保険者保険料率を基準となる第 4 段階該当者で、年額 4 万 5,800 円、月額にいたしまして 3,816 円とするものであります。

以下、第 1 号被保険者保険料にかかわる保険料率の改定、保険料段階及び保険料減免にかかわる規定の追加をするため、条例の一部改正を行うことから御提案申し上げるものであります。

条例の内容について御説明申し上げます。

第 3 条であります。平成 15 年度から 17 年度までとしておりました計画期間を、平成 18 年度から平成 20 年度までに改めるものであります。

また、同条中の保険料段階別保険料率を、第 1 段階該当者の保険料率について、年額であります「2 万 200 円」を「2 万 2,900 円」に改め、以下、同様に第 2 段階該当者につきましては「3 万 200 円」を「2 万 2,900 円」に、第 3 段階該当者につきましては「4 万 300 円」を「3 万 4,400 円」に、第 4 段階該当者につきましては「5 万 400 円」を「4 万 5,800 円」に、第 5 段階該当者につきましては「6 万 500 円」を「5 万

7,300円」に改め、第6号といたしまして、第6段階該当者にかかわる保険料率を6万8,700円を加えるものであります。

次に、第5条第3項の改正であります。年度の途中で生活保護の被保護者、もしくは要保護者となったことにより、保険料段階が更生された方にかかわる規定であります。保険料段階が6段階に変更されたことに伴いまして、引用条文等を改正するものであります。

第9条の改正は、介護保険料の減免にかかわる規定であります。災害等を起因とした一時的な収入減少に伴う減免に加え、市長が必要と認める場合においても減免を可能とするための規定を第1項の次に加え、以下の項を1項ずつ繰り下げるものであります。

第10条の改正は、条文中の文言の説明として、引用条文を追加するものであります。

第13条の改正は、罰則に係る規定の改正で、要支援1、または要支援2の認定を受けたものについて、その状態から職権による区分変更を行う場合において、市が求めた被保険者証の提出に応じなかった際に、過料、過ち料を科すことができる旨を規定するものであります。

附則であります。附則第1条は、条例の施行日を平成18年4月1日からとするものであります。

附則第2条は、保険料率の適用の特例についての規定でありまして、改正後の条例の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料率から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料率につきましては、なお従前の例によるものと定めたものであります。

附則第3条は、平成18年度及び19年度における保険料率の特例についての規定でありまして、従前の制度における住民税非課税者のうち、税制改正に伴って、課税者となる方について、地方税法上、経過措置と連動して、介護保険料につきましても2年間の激変緩和措置を講じるものであります。平成18年度におきましては、税制改正により、第1段階、または第2段階から第4段階に移行する方につきましては、保険料率を3万300円とし、以下、同様に第3段階から第4段階へ移行する方につきましては3万8,100円、第1段階及び第2段階から第5段階へ移行する方につきましては3万4,400円、第3段階から第5段階への移行する方につきましては4万1,700円、第4段階から第5段階へ移行する方につきましては4万9,500円とするものでございます。同様に、平成19年度におきましては、第1段階、または第2段階から第4段階に移行する方につきましては、保険料率を3万8,100円とし、以下、同様に第3段階から第4段階へ移行する方につきましては4万1,700円、第1段階、または第2段階から第5段階へ移行する方につきましては4万5,800円、第3段階から第5段階へ移行する方につきましては4万9,500円、第4段階から第5段階へ移行する方につきましては5万3,200円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○11番（西川洋一君） 3条の関係ですけれども、ここでは計画年度が変わるといのは、そのままわかるんですけど、保険料率が、この条文をこのまま読んでいきますと、あたかも全体が下がるような雰囲気を読めるわけですね。けれども、中身は違うんで、これは恐らく令何号で——令というの介護保険法施行令、これが変わってきたから、こういう書き方になっちゃうのかもしれないんですけども、どうもここんところをもう少し明確に説明をお願いします。

私も表をつくってみまして、東大和市介護保険事業計画（案）というのが前に配られた、この最後のページの各保険料段階、保険料率という表を、新しいやつと古いやつと、古いつていうか、今現在使っているのを比べてみますと、例えば3条でいう（6）令第38条第1項中……。それじゃなくて、別のがいいですね。

（6）の前の同条第5号中「6万500円」を「5万7,300円」に改め、5段階の人が6万500円から5万7,000円に改め、つまり下がるように見えるんですけども、実はこれは現在の5段階というのは、市民税本人課税、前年の合計所得金額が200万円以上の方ですよ。ただ、この一部改正後の同条第5号、いわゆる第5段階というのは、市民税本人課税、前年の合計所得金額200万円未満ですから、この対象者のこの基準でいけば、現在の第4段階の人ということになるわけですよ。ですから、上がっていくと。現在、第4段階の人は、新しい第6段階になるということで上がるんだと、こういうふうに、表をつくってみて、私はそうじゃないかなと思ったんですよ。

ただ、下がる人がいるんですよ、確かに。それは、現在、第2段階の人が、これは市民税世帯非課税の方ですけども、ここが現在、これまで第2段階の人は、新しい基準では第2段階と第3段階に分かれるということで、新第2段階の人は確かに下がるという部分は、確かにあるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこで、この令、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げるといふ、この関係のところをね、もう少し詳しく教えてもらわないと、何かこの文書のままだと、全体があたかも下がっていくような雰囲気にとれるものですから疑問に思ったんです。

それで、たしか介護保険予算の中でも、全体として保険料は確かに上がるわけですから、大きな負担増になるというのは、今度の改定の主な内容だと思うんですよ。ですから、そのところをわかるように説明をお願いしたいと思います。

○福祉部参事（並木清志君） 第1号被保険者の保険料につきましては、保険料段階を5段階から6段階に変更いたします。今回、第3期介護保険事業計画の策定によりまして、保険料基準額が引き上げられたことによりまして、原則として段階別保険料年額につきましてもふえることになります。しかし、新第2段階が新たに創設されたことによりまして、旧第2段階に該当する方のうち、市民税世帯非課税者であって、前年の本人合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方につきましては、保険料が年額3万200円から2万2,900円となり減となります。したがって、旧第2段階が、今回、二つに分けられたことによりまして、旧第3段階の方は新第4段階となり、同様に旧第4段階、旧第5段階の方につきましては、新第5段階、新第6段階となるものでございます。

したがって、今回の介護保険条例の改正では、あくまでも条例上では介護保険法施行令の何項何号によるものの金額を明示しておりますので、見た目では下がったようにとられますけれども、現実的には上がっているという状況になります。

○11番（西川洋一君） 理解できました。

それから、この条例の中では、保険料の減免を行うことが市長の裁量でできるというふうに入っているということで、これは高く評価できるものですが、私はやはり、これは全体としては被保険者に大きな負担増をもたらす、そういう内容の条例改定であるというふうに指摘をせざるを得ないと思います。これは意見だけで、答えは結構です。

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 35 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 17 第 36 号議案 東大和市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 17 第 36 号議案 東大和市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 36 号議案 東大和市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、自己の資金により、介護サービスの利用に伴う自己負担額を納付することが困難な被保険者に対して、高額介護サービス費相当額を貸し付けることにより、介護サービスの利用の機会を確保することを目的に制定しているものであります。今回の改正は、介護保険法の改正で、新たに介護予防サービスを、地域密着型サービスが創設されたことに伴いまして、定義の改正を行うため、御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

第 2 条第 1 項中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改めるものであります。

次に、同条第 2 項中、居宅サービス費の内容につきまして、居宅要支援費保険者が受ける居宅サービスを、居宅要支援費保険者が受ける介護予防サービスに改め、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 36 号議案 東大和市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 18 第 37 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 18 第 37 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[助 役 佐久間栄昭君 登壇]

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 37 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働大臣が定める基準額が告示されましたことによりまして、条例の一部を改正するため、御提案申し上げるものであります。

内容の御説明を申し上げます。

第 9 条第 2 項は、地域包括支援センターの利用料金であります。「法第 58 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が」を、「別表に」に改めるものであります。

別表であります。地域包括支援センターの利用料金の額について規定するものであります。

附則であります。条例の施行日を平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第 37 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 19 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第 19 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります特定事件調査事項表のとおり、閉会中の特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

これらの事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第 20 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第 20 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第 100 条第 12 項及び会議規則第 155 条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣に

ついでのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成18年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時54分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

副 議 長 押 本 治 雄

署 名 議 員 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 下 条 学

